

鳥獣被害と狩猟

「里山保全について考える」

ここ数年、畑で作った農作物や植林をした苗木が動物に食い荒らされてしまったなど、野生鳥獣の被害を多く耳にしたいと思います。

このような鳥獣被害は川根本町のみならず、全国的に問題となっています。

県志太榛原農林事務所管内では被害金額は減少傾向にありますが、依然としてニホンジカやイノシシ、サルなどの被害は深刻な状況となっています。

また、被害額の報告が難しい家庭菜園などの潜在的被害を考慮すると、実際の被害はさらに多いことが推察されます。

猟友会の活動について

川根本町猟友会は、狩猟技術の向上や狩猟者の育成、事故防止やマナーの向上などの活動や、県や町などの関係機関と連携・協力し、鳥獣被害防止などにも取り組んでいます。

本来は狩猟や射撃などを楽しむ目的で組織されたものですが、時代の変化とともに、猟友会の活動や周囲から期待される役割は変化しつつあります。

近年は鳥獣被害の増加に伴い、行政や町民からの要請に基づいて、鳥獣捕獲を行うことが多くなりました。結果として野生鳥獣の命を頂くものですが、単なる捕獲や殺生ではなく、狩猟は生息数の調整などの管理を行うもので、狩猟者には生息環境の保全などの役割が求められます。

こういった状況の変化に伴い、猟友会は畑や森林を鳥獣被害から守ることで、私たちの暮らしも守ってくれています。

しかし、人口減少に伴う野生動物の生息エリアの拡大や、狩猟者の減少により、鳥獣被害が増加傾向にあります。農家や家庭菜園を行っている方も自衛のために、自ら狩猟免許を取得し、猟友会に所属するようになりましたが、合併当時は約100名いた猟友会員が現在では53名まで減少しています。

鳥獣被害防止対策を考える

野生動物の被害を防ぐために2つのことを意識しましょう。

- ①取り残しの野菜や果樹、生ごみなどは放置せず、動物が近づかないところで処分しましょう。
- ②畑全体を防護柵や電気柵で囲ってしまうことも、被害に遭わないための対策の一つになります。

また、上記以外にも自分自身で野生鳥獣を捕獲する方法がありますが、野生動物を捕獲するためには狩猟免許を取得することが必要になります。

たとえ、自分の畑にわなを設置する場合においても、狩猟免許を有していないとわなの設置や野生鳥獣の捕獲はできません。

近年では「自分の畑は自分で守る」ために自ら狩猟免許を取得し、鳥獣の捕獲を行う方が増えてきています。

町では狩猟免許の取得に係る費用の補助を行っていますので、お気軽にご相談ください。

狩猟免許の取得と防除設備の補助金について

川根本町では銃猟やわな猟の免許の取得経費や鳥獣被害防止のために行う、防除設備の設置経費の一部を補助しています。

これから狩猟免許の取得や防除設備の設置をお考えの方は補助制度のご案内やご相談にも応じますのでお気軽にお問い合わせください。

【問】産業振興課 ☎0547(56)2226

嗅覚に優れ
約2km先まで匂いを
嗅ぐことができる。

食欲旺盛で
一日に約3kgの植物を
食べる。
約1000種類の植物を
食べる。



わな猟等免許取得
等事業費補助金
【わな猟】



第一種銃猟免許取得
等事業費補助金
【銃猟】



野生鳥獣被害防止
対策事業費補助金
【防除設備】